

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業の目的

要支援・要介護認定において「要支援1」又は「要支援2」と認定された方及び基本チェックリストにおいて「事業対象者」の基準に該当した方が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。

2 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	音更町地域包括支援センター ロータス音更
所在地	北海道河東郡音更町中鈴蘭元町2番地9
介護保険指定番号	0104700216
サービス提供地域	下音更中学校区の一部及び緑南中学校区

(2) 事業所の職員体制

(令和2年4月1日 現在)

区 分	常 勤	非常勤	計
管 理 者	1名		1名
社 会 福 祉 士	1名		1名
保 健 師 (看護師)	1名		1名
主任介護支援専門員	1名		1名
介 護 支 援 専 門 員	1名		1名
合 計	5名		5名

(3) サービス提供日時

提供日	月曜日～金曜日 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。)
提供時間	9時00分～17時30分

3 提供するサービスの内容について

- (1) 事業者は、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類、内容及び担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成します。
また、これに基づいたサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の選択に基づき、生活機能の状況等を勘案した上で、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- (5) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、音更町、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努めます。
- (6) 事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (7) 前項の介護予防サービス・支援計画書の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供及び説明等を行います。

4 費用

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、あなたの自己負担はありません。

5 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族及び音更町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、その損害のうち、あなた又はあなたの家族等の原因により発生したものについては、この限りではありません。

6 苦情相談窓口

当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

● 相談等窓口

音更町地域包括支援センター ロータス音更

(音更町中鈴蘭元町2番地9) TEL 67-7863

〈受付日： 月曜日～金曜日・受付時間 9時00分～17時30分〉

(祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

音更町高齢者福祉課 (音更町新通8丁目5番地) TEL 32-4567

〈受付日： 月曜日～金曜日・受付時間 8時45分～17時30分〉

(祝日及び12月31日～1月5日を除く。)

● 介護サービスに関する苦情窓口

北海道国民健康保険団体連合会 (札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階)

介護サービス苦情相談専用直通電話 TEL 011-231-5175

7 その他

音更町地域包括支援センター ロータス音更は、他の居宅介護支援事業所にあなたとの契約に基づき、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託を行う場合があります。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、「音更町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」第6条の規定に基づき、前記内容について、利用者に対し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。